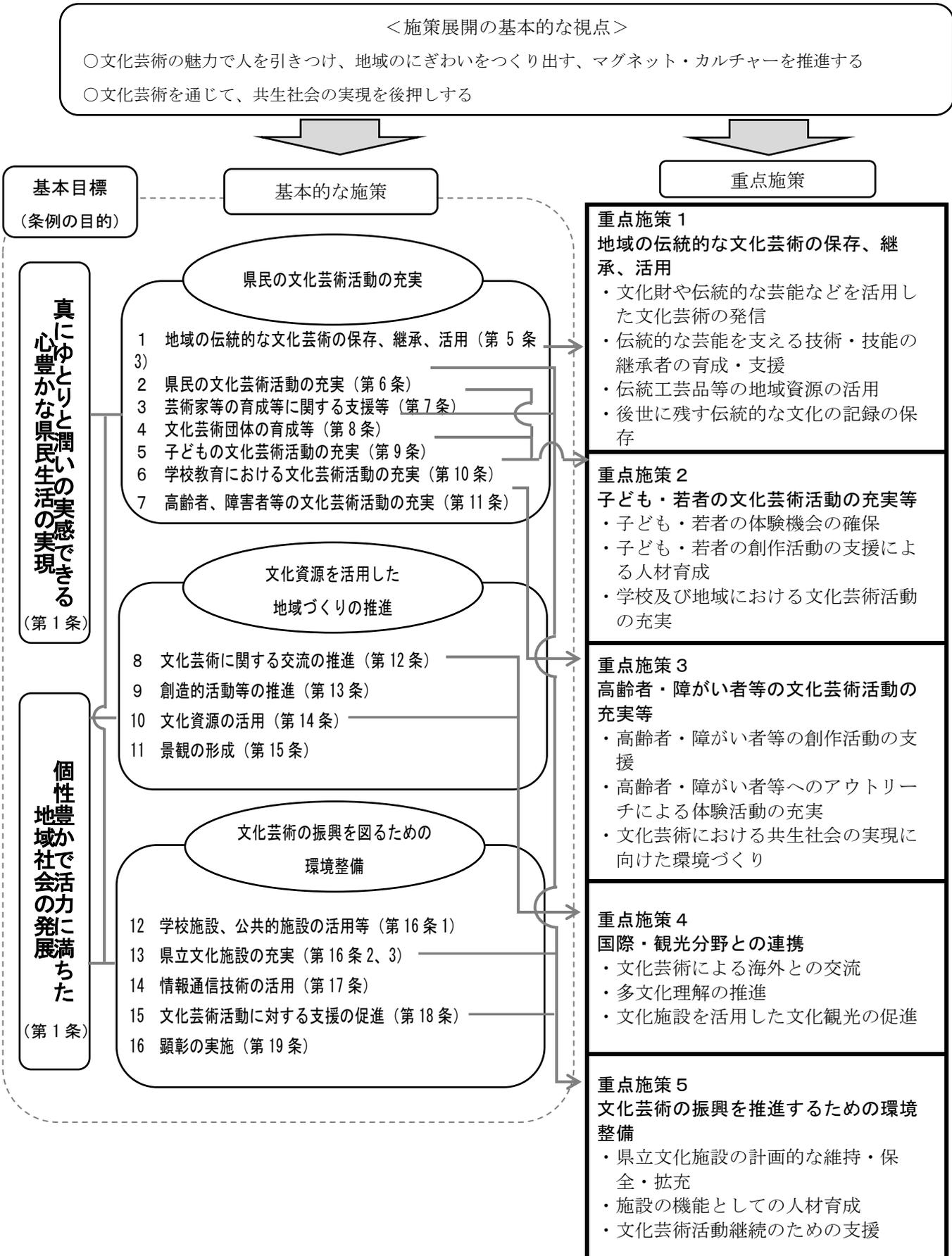


第3部 今後の課題と取組（重点施策）

重点施策を含めた施策の全体は次のとおりとなります。

＜施策体系図＞



＜重点施策＞

条例第4条に基づき平成31年3月に改定した、かながわ文化芸術振興計画により、文化芸術の振興に関して、総合的かつ長期的な目標や施策の方向性を示しましたが、計画期間の終期までに第2部のとおり文化行政を取り巻く状況の変化が起き、事業の取組においても、学識経験者、文化芸術関係者、市町村・経済関係者、公募委員で組織する「神奈川県文化芸術振興審議会」において、一定の評価を得るとともに課題も指摘されています。

そこで、これらの状況の変化や課題を踏まえ、「1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」「2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等」「3 高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等」「4 国際・観光分野との連携」「5 文化芸術の振興を推進するための環境整備」を今後重点的に取り組むべき施策と整理して、取り組んでいきます。

重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

課題

本県では、前計画においても、地域の自然、歴史、風土によりはぐくまれてきた芸能や有形・無形の文化財などの伝統的な文化芸術を、かけがえのない県民共通の貴重な財産と位置付け、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたって地域社会の中で確実に引き継がれていくよう、その保存・継承・活用に取り組んできました。

しかし、前計画期間中には、県人口が統計以来、初めて減少を記録し、本県にもまさに人口減少社会が到来しました。人口減少の影響により、県内各地域それぞれに特色のある伝統的な芸能については、継承者がいなくなるという問題を抱えていましたが、特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の機会が減少したことが、継承者問題を一層深刻なものとしています。さらに、参加や鑑賞する側についても、文化芸術に触れ、その価値を知る機会が減少し、追い打ちをかけています。

そこで、伝統的な芸能の担い手だけでなく、県民が伝統的な芸能の存在意義に対する認識を深め、守り、継承していくために、市町村や文化芸術団体等と連携し、伝統的な芸能の発表の機会及び鑑賞・参加による実際に体験できる機会を継続して提供していくこと、将来の文化芸術の向上・発展の基礎ともなる伝統的な文化芸術を支える技術・技能の継承者に対する支援の充実を図ることとともに、地域のコミュニティの活性化、地域のにぎわいづくりに有形・無形の文化資源を活用していくことが、引き続き必要と考えられます。



取組内容

県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な芸能を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、取組を行います。また、伝統的な芸能の記録を保存し、後世に伝えることを視野に入れた取組を行います。

○ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信

市町村と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表の場を設け、鑑賞の機会を充実させ、県内外に発信していきます。

○ 伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援

神奈川の伝統的な芸能が継続的に発展していくために、伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成を目指して、ワークショップを充実させるなどの支援を行います。

○ 伝統工芸品等の地域資源の活用

工芸を主とする木製品業者向けにもものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流を実施します。

○ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

県で実施した各地の伝統的な芸能に関する事業や、県内に所在する民俗芸能について、映像及び報告書等の整理をし、記録として後世に残していく取組を実施します。



目指す方向性

伝統文化と温かいコミュニティが息づいている、かながわへ

重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等

課題

本県では、前計画において、高齢化の進展や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定などを踏まえ、次世代の社会を担う子ども・青少年だけでなく、高齢者や障がい者等を含め、あらゆる人が等しく文化芸術活動を行うことができるよう、重点施策に「子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等」を位置付けて取り組んできました。しかし、子ども・青少年と、高齢者・障がい者等では、文化芸術活動を行う際の課題や取組内容が異なることから、今回、別の重点施策として位置付けることとしました。

これまでも、子ども・若者の抱える問題の多様な背景の一つに感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力の欠如等といった要因を見出し、子ども・若者が文化芸術に触れることで、豊かな人間性及び創造性をはぐくみ、調和のとれた人格形成を行うことができるよう、文化芸術の体験活動を推進する必要があるとし、子ども・若者の年代等に適した優れた文化芸術を体験し、創造する機会の提供において、地域的な差異を補完する視点をもって取り組んできました。

この文化芸術の持つ本質的価値は、コロナ禍において、再認識されたところです。

また、少子化が進展する中、文化芸術の次世代を担う子どもたちが、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域移行を進め、学校と地域との連携・協働により、生徒の文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備することが求められています。

そこで、今後、学校や市町村、文化芸術団体等との連携のもと、子ども・若者の感性や創造力、コミュニケーション能力等を備えた豊かな人間性及び創造性をはぐくむため、子ども・若者のニーズを踏まえた優れた文化芸術の体験の機会の充実を図るとともに、文化芸術の次世代を担う人材として育成する取組が必要であると考えられます。



取組内容

次世代を担う子ども・若者が、将来にわたって文化芸術に触れ、感性や創造力、コミュニケーション能力等を備えた豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、取組を行います。また、文化芸術の次世代を担う人材として育成する取組を進めます。

○ 子ども・若者の体験機会の確保

県立文化施設において、子ども・若者を対象とした鑑賞・参加事業を実施するなど、体験機会の確保に向けた取組を推進します。

○ 子ども・若者の創作活動の支援による人材育成

青少年センターなどを活用した子ども・若者を対象とする舞台芸術の裾野を広げる取組や、県内の中高生を対象とした公募美術展の開催など、子ども・若者の創作活動を支援し、文化芸術に関わる人材の育成を進める取組を推進します。

○ 学校及び地域における文化芸術活動の充実

文化芸術の次世代を担う子どもたちが、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校や市町村、文化芸術団体等との連携・協働による取組を進めます。



目指す方向性

豊かな人間性・創造性をはぐくむ、かながわへ

重点施策3 高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等

課題

本県では、前計画においては、重点施策「子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等」として取り組んできました。

今後の県内の状況を鑑みた場合、長寿命化に伴い人生 100 歳時代を迎えるとともに、令和 22 年には県民の 3 人に 1 人が高齢者となる予測がされています。

また、令和 4 年 10 月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、今後策定する基本計画の中に「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」を位置付けることとしています。

文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの、心豊かな県民生活のために不可欠なものです。また、様々な社会的な課題を解決するツールとして期待されており、本県では、高齢者や障がい者等が舞台芸術活動に取り組む事業や、障がい者のアート作品を展示する事業などを実施することで、文化芸術の面から共生社会の実現や未病改善などを後押ししてきました。

そこで、高齢者や障がい者、外国籍県民、子育て中の保護者など、文化芸術へのアクセスが困難な方々が、文化芸術に親しめるよう、引き続き、市町村や文化芸術団体をはじめ、福祉やまちづくりなどの他分野との連携を図りつつ、創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会を提供する取組が必要であると考えられます。



取組内容

年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」をはじめ、あらゆる人が等しくともに文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動を楽しめるよう、取組を行います。

○ 高齢者・障がい者等の創作活動の支援

高齢者を対象とした劇団の運営やダンス企画のほか、障がい者のアート作品を展示する事業の実施などにより、舞台芸術や作品発表の機会等を充実させ、高齢者・障がい者等の創作活動を支援します。

○ 高齢者・障がい者等へのアウトリーチによる体験活動の充実

障がい者施設等に出向いての音楽鑑賞事業や、演劇・ダンス等のワークショップの実施などにより、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

○ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり

あらゆる人が同じ空間で文化芸術の鑑賞や参加ができるよう、それぞれのケース毎で異なる対応方法や課題、改善点等の蓄積したノウハウを生かし、文化芸術における共生社会の実現に向けた環境を整えていきます。



目指す方向性

あらゆる人が文化芸術に触れられる、かながわへ

重点施策4 国際・観光分野との連携

課題

本県では、前計画においても、それぞれの地域、国などの地理的・歴史的な背景をもとに形成された文化芸術の多様性について理解を深めることは、地域間、国際間の真の相互理解を進める上で不可欠な要素と位置付け、文化芸術に関する地域間交流、国際交流に取り組んできました。

しかし、前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の移動が制限されたことから訪日外国人旅行者数が激減し、文化芸術に関する国際交流も停滞しました。また、令和2年4月には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出することが求められています。

そこで、関係団体等と連携しながら、文化芸術の国際交流を再始動していくとともに、観光との連携も意識した取組を展開していくことが必要と考えられます。



取組内容

世界に開かれた窓として世界と日本を結んできたことによる豊かな国際性を活用した取組と、県内の文化資源を活用した文化観光を促進する取組を行います。

○ 文化芸術による海外との交流

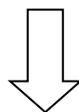
海外の国際的な劇場との連携を推進し、県立文化施設において国際色豊かな事業を充実させるとともに、遼寧省・京畿道やベトナム等との文化交流の取組を実施します。

○ 多文化理解の推進

県内には多くの外国籍県民が住んでおり、国籍（出身地）も様々で、神奈川は多様な文化を擁する国際色豊かな地域です。地域における多文化理解を推進するため、学習機会や情報の提供、イベントの開催などの取組を実施します。

○ 文化施設を活用した文化観光の促進

文化施設を観光資源として活用し、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出する取組を推進します。



目指す方向性

様々な交流が生まれ、魅力あふれる、かながわへ

重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備

課題

本県では、前計画期間において、建設後 60 年を迎えた青少年センターの大規模改修をはじめ、施設の老朽化の問題を解消する各種改修工事を実施しました。

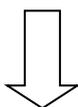
また、各県立文化施設においては、その特色を生かした人材育成の取組を実施してきました。

コロナ禍においては、利用者の安心・安全を確保するため、各館ごとの特徴に応じたガイドラインを策定し、感染防止対策に取り組むとともに、オンライン配信の要望に応え、必要な工事を行いました。

今後も、県立文化施設については、県民が文化芸術活動を発表・鑑賞する拠点として、社会のニーズに応えながら、長寿命化や収蔵スペース確保等、必要な修繕・拡充や、文化芸術に関する専門的人材の育成に取り組んでいくことが求められています。

また、コロナ禍を経て文化芸術の価値が再認識された今、自然災害やパンデミックの発生といった不測の事態に陥った際にも、文化芸術活動が継続できるよう、取組が求められています。

そこで、引き続き、県立文化施設の維持・保全等に努めるとともに、市町村や文化芸術団体等との連携のもと、文化芸術活動を支援していくことで、本県文化芸術の振興を推進することが必要と考えられます。



取組内容

文化芸術振興施策の推進に当たり、県立文化施設の機能の充実と文化芸術活動が継続して行われるための支援に取り組めます。

○ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充

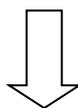
県民ホールをはじめとする県立文化施設について、適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保など、計画的な維持・保全・拡充に努めます。

○ 施設の機能としての人材育成

県立文化施設は人材育成の機能を担っているため、各施設の特色を生かした取組により、文化芸術に関するプロフェッショナル人材の育成を進める取組を推進します。

○ 文化芸術活動継続のための支援

県立文化施設での練習・発表の場の提供や、県の文化芸術ポータルサイトによる情報発信などに取り組むことで、文化芸術活動が継続して行われるよう支援します。



目指す方向性 ハードとソフトの両方から、文化芸術の環境が整った、かながわへ